



あけましておめでとうございます

平成17年 天川村消防団出初式

広報

かんかわ

2005

1

No.336

主な内容

平成17年出初式	2～3
合併だより	4～14
奈良地方法務局からのお知らせ	15
エコだより	16～17
お知らせ	18～19

「消防団の団結と使命」を誓って

～ 平成17年 天川村消防団出初式 ～

平成17年天川村消防団出初式が、1月8日午前10時より山村開発センターにて挙行されました。

式典では、昨年は全国的に災害が多く発生した一年であったことを受け、大西村長より「地震対策や、その後の発生が予想される火災対策に最善を尽くす必要があり、また消防団員の皆さんは、防災意識の普及の徹底に努めて下さい。」との挨拶があり、続いて、久保団長より「災害時には地域の活動、とりわけ消防団の果たすべき役割は非常に重要なものであることから、その自覚のもと、団員一人ひとり日々の訓練や設備点検に努めていただきたい」と訓示がありました。



平成17年天川村消防団出初式



また、来賓の皆様からも、祝辞や激励のお言葉をいただき、優良消防団員への表彰なども行われました。

式典終了後、小雪が舞う中、役場駐車場において、各分団による放水演習を行い、平成17年の天川村の安全を祈念し、出初式は閉会しました。

今年の出初式における表彰受賞者は次のとおりです。おめでとうございます。

奈良県知事表彰

第3分団 分団長 上 西 良 継
第2分団 分団長 水 口 博 幸

奈良県消防協会長表彰

第1分団 副分団長 紀 埜 弘 道 第2分団 部 長 西 本 歩
第3分団 副分団長 菊 谷 文 敏

奈良県消防協会吉野支部長表彰

第1分団 班 長 岡 本 惣 一 第1分団 班 長 大 田 明 彦
第1分団 班 長 松 谷 光 尚 第3分団 班 長 菊 谷 貞 二
第2分団 班 長 森 田 幸 彦 第4分団 班 長 小 川 彰 信
第2分団 団 員 福 上 浩 典 第2分団 団 員 坂 口 孝 文

以上の方は1月16日の吉野支部連合出初式で各表彰を受賞されました。

中吉野警察30年勤続感謝状

第1分団 分団長 大田 民 央

中吉野警察感謝状

第2分団 班 長 赤 井 眞 二

第1分団 団 員 梶 五 久 雄

第2分団 団 員 片 岡 邦 彦

天川村長表彰

第3分団 班 長 木 下 修 造

第1分団 団 員 銭 谷 春 樹

第1分団 団 員 柳 谷 明

第1分団 団 員 井 口 大 作

第2分団 団 員 中 西 英 樹

第2分団 団 員 水 口 元 紀

第2分団 班 長 井 上 成 也

第1分団 団 員 植 林 衛

第1分団 団 員 山 口 成 基

第1分団 団 員 梶 成 寿

第2分団 団 員 今 西 研

第4分団 団 員 松 葉 弘 美

天川村消防団長表彰

第4分団 部 長 平 功 一

第4分団 班 長 宮 脇 秀 弘

第2分団 班 長 堀 井 将 寛

第1分団 団 員 皿 谷 竹 弥

第1分団 団 員 扇 谷 英 明

第2分団 団 員 今 西 岳 人

第1分団 班 長 福 本 彰

第2分団 班 長 前 岡 賢 治

第1分団 団 員 西 浦 則 道

第1分団 団 員 鳥 谷 龍 作

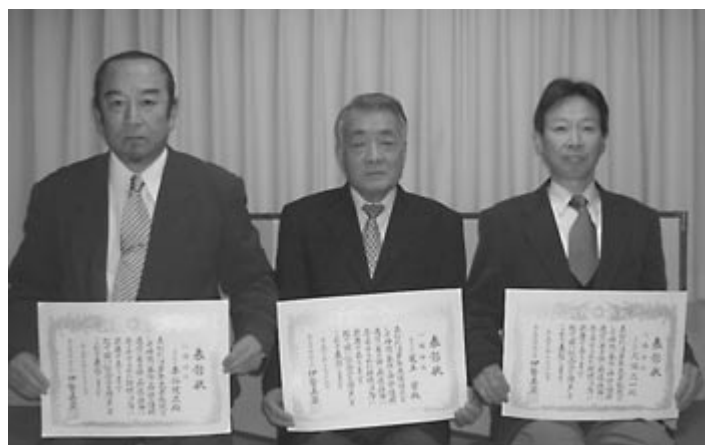
第1分団 団 員 辻 清 彦

第2分団 団 員 阪 田 勇 作

以上の方は1月8日天川村消防団出初式で各表彰を受賞されました。(敬称略、階級順)

奈良県神社関係者大会において表彰

昨年10月29日(金)橿原神宮会館で開催された奈良県神社関係者大会において、洞川八幡神社責任役員 尾上学氏、同氏子総代 久保久一氏並びに車谷健三氏が、多年に亘る功績が評価され、奈良県神社庁長表彰を受賞されました。



合併協議会 だより

1. 第4回黒滝村・天川村 合併協議会を開催

平成16年12月20日月、21日(火)の両日にわたり午前10時から、天川村山村開発センター大ホールにおいて第4回黒滝村・天川村合併協議会が開催されました。

協議会では、第1回及び第3回合併協議会から継続協議となっている項目及び新規提案分の24項目について協議が行われました。



その他、黒滝村・天川村合併協議会の委員の変更の報告、新村の事務組織図(案)の説明、新村建設計画(案)の説明が事務局から行われました。

なお、新村建設計画については、平成17年1月20日に開催の第5回合併協議会において協議されます。

協議内容については、次のとおりです。

【報告事項】

黒滝村・天川村合併協議会の委員の変更について

【協議事項】

(第1回及び第3回合併協議会から継続協議となっている合併協定項目)

議員定数及び任期の取扱い…確認
(第4回合併協議会で新規提案された合併協定項目)

消防及び防災関係事業の取扱い

広報広聴関係事業の取扱い…確認

情報システム事業の取扱い…確認

環境及び衛生関係事業の取扱い…確認

福祉関係事業の取扱い…確認

高齢者福祉関係事業の取扱い…確認

保育関係事業の取扱い…確認

保健関係事業の取扱い…確認

農林水産関係事業の取扱い…確認

観光関係事業の取扱い…確認

建設関係事業の取扱い…確認

公営住宅等の取扱い…確認

水道事業の取扱い…確認

下水道事業の取扱い…確認

学校教育関係の取扱い…確認

文化振興関係の取扱い…確認

社会教育関係の取扱い…確認

社会福祉協議会の取扱い…確認

特別職等の職員の身分の取扱い…確認

使用料、手数料等の取扱い…確認

公共的団体等の取扱い…確認

補助金、交付金等の取扱い…確認

電算システム事業の取扱い…確認

その他各種事業及び制度の取扱い…確認

……………継続

【その他】

事務組織図(案)について

新村建設計画(案)について

2. 黒滝村・天川村合併 協議会の委員の変更 について

資料1 黒滝村・天川村合併協議会の委員の変更について

3. 合併協定項目の確認 内容

資料2 合併協定項目の確認内容

4. 合併協議にかかると今後 の想定スケジュールに ついて

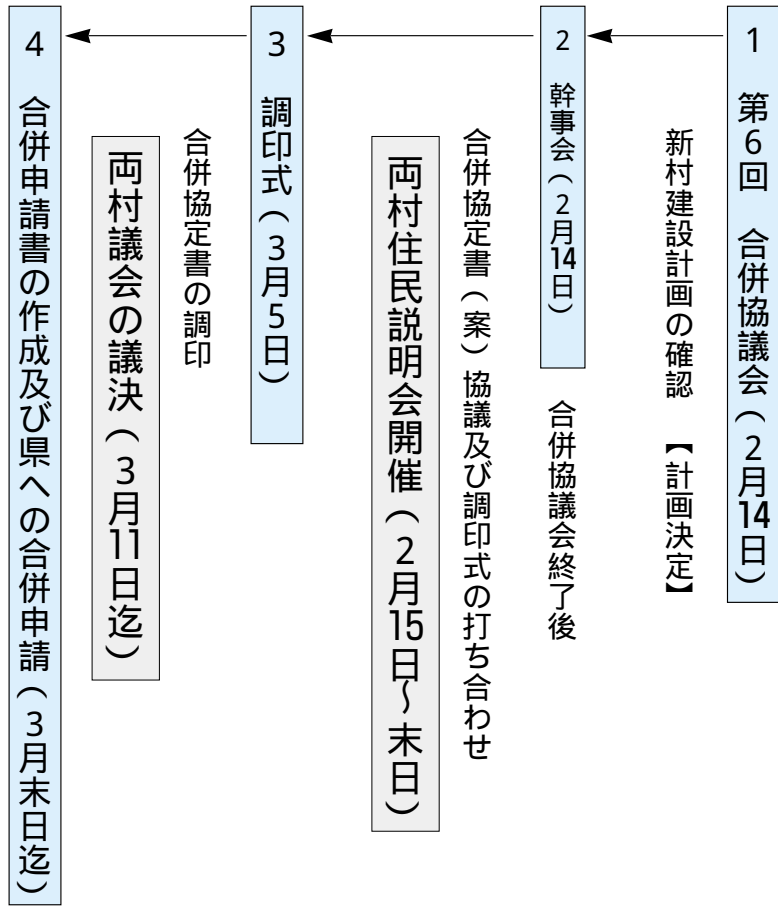
合併は、まだ決まったわけではありませんが、合併するかどうかは正式に決まるのは、両村の議会での審議の結果となります。

両村の議会でも可決されましたら、奈良県知事に申請し、県議会の議決を経て、総務大臣への届出、総務大臣による告示により合併の効力が発生します。

現在、合併協議会では、市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」)の期限内(参照)での合併をめざし、合併後の(合併して新しく設置される)村づくりについて協議を行い、合併するか否かの判断となる資料を作成しているところであります。

合併特例法の期限が押し迫っていることから、今後の合併協議のスケジュールとしては、次のとおり想定されます。

今後の想定スケジュール



1 市町村の合併の特例に関する法律の期限内とは、「市町村の合併の特例に関する法律」とは、自主的な市町村の合併を推進するための必要な制度や各種の支援措置、特例が定められた法律です。この法律は、平成17年3月31日に失効します。ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについては、財政支援や特例が適用されます。よって、財政支援や特例の適用を受けるには、平成17年3月31日までに、奈良県知事に合併の申請を行う必要があります。

5. 第6回合併協議会の 会議開催日程について

日時 平成17年2月14日(月)
午後1時30分より黒滝村中央公民館において開催いたします。
合併協議会はどなたでも傍聴できます。

傍聴を希望される方は、直接会場へお越しください。ただし、会場の規模に応じて入場を制限させていただく場合があります。
会議資料は閲覧できます。
会議の資料は、合併協議会事務局のほか、両村の総務課においてそれぞれ閲覧できます。

黒滝村総務課

TEL 0747 2031
FAX 0747 2569
天川村総務課

TEL 0747 0321
FAX 0747 0329
両村のホームページからも会議資料を閲覧していただけます。

黒滝村、天川村のホームページに合併協議会の内容を掲載させていただきますのでご覧ください。

アドレスは、左記のとおりです。

黒滝村 <http://www.vill.kurotaki.nara.jp/>
天川村 <http://www.vill.tenkawa.nara.jp/>

問合せ先

黒滝村・天川村合併協議会事務局
〒638 0392
奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地
(天川村役場庁舎内)

TEL 0747 9030
FAX 0747 9031
E-mail gappei@vill.tenkawa.nara.jp

資料1 黒滝村・天川村合併協議会の委員の変更について

天川村の委員について、議会議員の任期満了などにより、下記のとおり変更があり報告されました。

【補欠選任された者】

所属	区分	氏名	選任年月日	備考
天川村	第2号	車谷 重高	平成16年12月16日	議長
天川村	第3号	森本 武司	平成16年12月16日	町村合併検討特別委員会委員長
天川村	第3号	植林 友衛	平成16年12月16日	町村合併検討特別委員会副委員長
天川村	第3号	弓場 昭	平成16年12月16日	町村合併検討特別委員会委員
天川村	第4号	乾井 昭淳	平成16年12月16日	学識経験者

合併協定項目の確認内容

合併協定項目名	内 容	
議員定数及び任期の取扱い	確認内容	<p>新村の議会の議員の定数は、12人とする。</p> <p>なお、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例を適用せず、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新村設置の日から50日以内に一般選挙を行う。</p>
	内容の説明等	
消防及び防災関係事業の取扱い	確認内容	<p>消防及び防災関係事業については、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議については、新村において新たに設置し、地域防災計画（水防計画を含む。）を策定する。 2 防災行政無線の運用については、合併までに調整する。 3 緊急連絡体制については、合併までに調整する。
	内容の説明等	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災計画については、災害対策基本法第42条の規定により新村において速やかに防災会議を設置し、策定する。 2 防災行政無線については、情報システムと連携を図り、合併準備期間に調整方針を定め、合併時には運用可能な状態にする。 3 黒滝村に設置している消防委員会については、新村においては設置しない。 4 防災会議の委員報酬については、合併協定項目12「特別職等の職員の身分の取扱い」において協議する。
広報広聴関係事業の取扱い	確認内容	<p>広報広聴関係については、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報紙は、毎月1回発行するものとし、引き続き情報の提供に努める。 2 音声による広報については、合併時に統一する。 3 行政懇談会及び広聴制度については、新村において調整する。 4 村勢要覧については、新村において新たに作成する。
	内容の説明等	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報紙の発行部数、広報誌の色、委託先、ページ数及び内容等については、合併までに調整する。 2 広報紙の配布については、合併協定項目25 - 1「コミュニティ活動、自治会及び行政連絡機構の取扱い」における協議の結果と同様に取り扱うこととする。 3 音声による広報については、放送回数及び時間帯等を合併時に統一する。 4 行政懇談会については、新村において実施方法も含め調整し、並行して広聴制度の構築を検討する。 5 村勢要覧については、平成18年度中に発行することとし、部数は3,000部とする。また、発行の周期については、5年を目処とする。 6 映像による広報については、合併協定項目25 - 6「情報システム事業の取扱い」において協議する。
情報システム事業の取扱い	確認内容	<p>情報システム事業について、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報インフラの整備については、情報格差を是正するため新村において推進する。 2 C A T V網を活用した地域イントラネットの整備については、情報インフラの整備状況を踏まえて、自主放送を含め新村において調整する。 3 ホームページについては、新村において新たに開設する。

合併協定項目名	内 容	
情報システム事業の取扱い	内容の説明等	<p>1 情報インフラの整備については、携帯電話の通話可能地域の拡大など情報通信格差の是正のため推進する。</p> <p>2 C A T V網を活用した地域イントラネットの整備については、行政情報・観光情報・学校における超高速インターネットへの接続など行政施策を展開するうえで無限大の可能性があるので、各公共施設の光ファイバー（黒滝村・構築済、天川村・構築予定）網を含め積極的な活用を行うものとする。</p>
環境及び衛生関係事業の取扱い	確認内容	<p>環境及び衛生関係については、次のとおり調整するものとする。</p> <p>1 環境保全対策については、平成18年度より調整する。</p> <p>2 ごみの収集運搬、収集方法、回数、ごみ袋代金等については、平成18年度より調整する。</p> <p>3 し尿処理については、現行のとおりとする。</p> <p>4 斎場の管理・使用料については、天川村の例による。</p>
	内容の説明等	<p>1 環境保全対策については、世界遺産を保有する新村にとって、今後も積極的に取り組む必要があることから、平成18年度より調整する。</p> <p>2 ごみの収集運搬については、平成18年度より体制を調整し、収集方法、回数は地域の実情を考慮することから現行のとおりとする。また、ごみ袋代金については、両村に大きく差異があるため合併後の18年度は50円とし、19年度以降の代金については、新村において検討する。</p> <p>3 し尿処理については、平成19年2月以降海洋投棄が禁止されるため、天川村の一般廃棄物処理施設整備計画に基づき処理を行う。</p> <p>4 斎場については、天川村の施設を利用することとし、使用料及び管理形態については天川村の例による。ただし、大淀町の斎場の利用については、住民の選択により可能とする。また、霊柩車の使用については、大淀町斎場、赤滝区斎場の使用に関係なく、無料で使用できることとする。</p>
福祉関係事業の取扱い	確認内容	<p>福祉関係事業については、次のとおり調整するものとする。</p> <p>1 国及び奈良県の制度に基づく各種福祉事業については、現行の実施内容を基準とし、村域全体で実施するよう平成18年度より統一する。</p> <p>2 両村が独自に実施している制度または事業については、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 出産祝金、出産記念品贈呈、母子父子家庭激励金事業及び災害見舞金事業については、平成18年度より廃止する。</p> <p>(2) 子育て支援対策として、新村において新たな制度を創設する。</p> <p>(3) 歳末見舞金については、平成18年度より統一する。</p> <p>3 障害者基本計画及び地域福祉計画については、新村において策定する。</p> <p>4 保健福祉センター等の施設については、新村に引き継ぐ。ただし、組織及び機能については、平成18年度より調整する。</p> <p>5 民生児童委員推薦会については、新村において新たに設置する。</p>
	内容の説明等	<p>1 国及び奈良県の制度に基づく各種福祉事業については、その制度の要綱等に準拠して実施する。</p> <p>2 保健福祉センター等の施設は、合理的かつ健全な運営に努めるため、平成18年度より調整する。</p> <p>3 民生児童委員推薦会の委員報酬については、合併協定項目12「特別職の身分の取扱い」において協議する。</p> <p>4 福祉関係団体の取扱いについては、合併協定項目17「公共的団体等の取扱い」において協議する。</p> <p>5 福祉関係団体に関する補助金については、合併協定項目18「補助金、交付金等の取扱い」において協議する。</p>

合併協定項目名	内 容	
高年齢者福祉関係事業の取扱い	確認内容	<p>高年齢者福祉関係事業については、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国及び奈良県の制度に基づく補助事業については、現行の実施方法及び内容を踏まえ、平成18年度より調整する。 2 介護給付等対象サービスを提供する事業については、現行のとおりとする。 3 高年齢者サービス調整チームについては、合併時に廃止し、新村において新たに養護老人ホーム入所判定委員会を設置する。 4 両村が独自に実施している制度または事業については、次のとおり調整する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 敬老祝事業については、平成18年度より調整する。 (2) バス運行事業については、平成18年度より調整する。 (3) 新村の発足までに調整の必要があるものは、事業効果を十分に検討し平成18年度より再編するものとする。
	内容の説明等	<ol style="list-style-type: none"> 1 国及び奈良県が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整し再編するものとする。また、両村が独自にその制度の充実を図っている事業については、健全な財政運営を考慮して再編を図ることとした。 2 養護老人ホーム入所判定委員会の委員報酬については、合併協定項目12「特別職の身分の取扱い」において協議する。 3 バス運行事業については、住民サービスの低下をまねかないよう運行体制等を見直し新村全域で連絡できるよう調整する。
保育関係事業の取扱い	確認内容	<p>保育関係事業については、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所への入所事業及び保育料については、現行のとおりとする。 2 次世代育成支援行動計画については、新村において新たに策定する。
	内容の説明等	<p>保育関係事業については、両村に保育所が設置されていないことを踏まえ、今後の子育て支援対策を十分に考慮した調整とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所については、両村において未設置となっているが、他町村へ委託して保育事業（広域入所）を実施しているため、現行のとおりとする。 2 保育料については、国庫基準額を下回っているが、両村に差異がなく、従前から子育て支援対策として保育料を定めていることから現行のとおりとする。 3 次世代育成支援行動計画については、平成16年度に両村で策定されるため、両村の計画を基に新村において新たに策定する。
保健関係事業の取扱い	確認内容	<p>保健関係事業については、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国及び奈良県の制度に基づく補助事業については、現行の実施方法及び内容を踏まえ、平成18年度より調整する。 2 各種保健事業の実施については、天川村の「ほほえみポート天川」を拠点とする。ただし、組織及び機能については、合併時に調整する。 3 予防接種事業については、平成18年度より統一する。 4 各種検診事業、各種相談等については、事業効果を十分検討し、平成18年度より統一する。 5 健康まつりについては、新村において行われるイベントに合わせて実施する。 6 健康づくり推進協議会については、新村において新たに設置する。 7 へき地巡回診療については、現行のとおりとする。 8 歯科診療事業については、現行のとおりとする。

合併協定項目名	内 容	
保健関係事業の取扱い	内容の説明等	<p>1 国及び奈良県の制度に基づく各種保健事業については、その制度の要綱等に準拠して実施する。</p> <p>2 黒滝村には保健福祉センターが未設置であるので、既存の施設である天川村の「ほほえみポート天川」を保健事業の拠点施設とする。</p> <p>3 予防接種事業については、合併後両診療所で各種1種類につき年1回ずつの実施とし、住民が幅広く利用できるよう調整する。また、医療機関に対する委託金は平成18年度より統一する。</p> <p>4 乳児・1歳6ヶ月児・3歳児健康診査については、2歳児を追加し、年4回実施する。</p> <p>5 健康教育、教室等、健康相談・訪問指導、機能訓練等、歯科教室・相談等については、現行のとおりとする。ただし、内容については、平成18年度より調整する。</p> <p>6 県立五條病院へき地医療支援部の両村で実施しているへき地巡回診療は、現行のとおり実施する。</p> <p>7 健康づくり推進協議会の委員の報酬については、合併協定項目12「特別職等の身分の取扱い」において協議する。</p> <p>8 各種検診等の個人負担額については、合併協定項目16「使用料、手数料等の取扱い」において協議する。</p>
農林水産関係事業の取扱い	確認内容	<p>農林水産関係については、次のとおり調整するものとする。</p> <p>1 農林水産振興事業については、目的を考慮しながら合併時に調整する。</p> <p>2 農道・林道については、現行のとおりとする。</p> <p>3 農林水産施設については、現行のとおりとする。ただし、施設の管理及び運営の効率化を図るため新村において検討する。</p> <p>4 地籍調査事業については、新村において実施する。</p>
	内容の説明等	<p>1 農林水産振興事業については、新村において一体性のある事業を計画し、健全な財政運営に努めるため国及び県の補助事業を有効に活用する。また、単独事業については、新村において十分検討する。</p> <p>2 森林総合整備計画については、現在までの取り組みを踏まえ、森林の持つ公益的機能の維持、増進を含め森林法に基づき、新村において策定する。</p> <p>3 農林水産関係団体の取扱いについては、合併協定項目17「公共的団体等の取扱い」において協議する。</p> <p>4 農林水産関係団体に関する補助金については、合併協定項目18「補助金、交付金等の取扱い」において協議する。</p> <p>5 地籍調査推進委員会については、新村において新たに設置する。委員報酬については、合併協定項目12「特別職等の職員の身分の取扱い」において協議する。</p>
観光関係事業の取扱い	確認内容	<p>観光関連事業については、次のとおり調整するものとする。</p> <p>1 観光振興事業については、基本的に継続することとし、新村において調整する。</p> <p>2 観光計画については、新村において新たに策定する。</p> <p>3 観光関連施設等については、現行のとおりとする。ただし、施設の管理運営については、経営状況を踏まえ合理的かつ健全な運営を図るため新村において調整する。</p>

合併協定項目名	内 容	
観光関係事業の取扱い	内容の説明等	<p>1 観光振興事業については、事業ごとの趣旨や内容を踏まえ、新村において調整する。</p> <p>2 観光計画については、新村建設計画の趣旨及び方針に基づき、新村の総合計画に併せて策定する。</p> <p>3 観光関連施設等については、両村が取り組んできた経緯を踏まえ、観光資源の積極的な活用、管理運営の合理化を図るため、新村において調整する。</p> <p>4 観光関係団体の取扱いについては、合併協定項目17「公共的団体等の取扱い」において協議する。</p> <p>5 観光関係団体に関する補助金については、合併協定項目18「補助金、交付金等の取扱い」において協議する。</p>
建設関係事業の取扱い	確認内容	<p>建設関係事業については、次のとおり調整するものとする。</p> <p>1 既認定の村道については、村道として新村に引き継ぎ、新村において新たに道路認定する場合は、幅員1.5m以上を条件とする。</p> <p>2 道路整備については、原則として地元負担金を徴収しないものとする。</p> <p>3 入札参加資格審査申請の受付及び資格審査にかかる制度については、合併時に統一する。</p> <p>4 急傾斜地崩壊防止対策事業については、黒滝村の例による。</p> <p>5 その他工事の地元負担金については、合併時に廃止する。</p>
	内容の説明等	<p>道路整備事業の統一化、効率化により、早期の新設改良工事の促進を図る。また、国道、県道の改良促進についても整備促進協議会を通じて関係機関に要望、陳情活動を積極的に行う。</p> <p>1 道路整備（道路新設改良、舗装工事等）については、道路の公共性を考慮し、また、現在、地元負担金を両村とも徴収していない実情を踏まえ、原則として負担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 入札参加資格審査申請の受付、資格審査及び入札結果の公表等については、両村で大きな差異がなく、合併時に要綱等を制定する。入札の執行に関する制度等（入札の方法、業者選定、価格等の公表等）については、新村において決定する。</p> <p>3 新村で実施する急傾斜地崩壊防止対策事業の地元負担率については、黒滝村の例（事業費の3%）による。</p> <p>4 その他工事（里道、垣内道の改修、舗装、橋梁の改修、塗装）の地元負担金については、合併時に廃止する。</p>
公営住宅等の取扱い	確認内容	<p>公営住宅については、次のとおり調整するものとする。</p> <p>1 公営住宅については、現行のとおりとする。ただし、家賃については、新村において調整する。</p> <p>2 住宅整備計画を新村において、策定する。</p> <p>3 住宅用地造成事業については、現行のとおりとする。</p>
	内容の説明等	<p>1 公営住宅については、現行のとおりとし、住民の一体性の確保を図るため、地域の特性及び住民負担の配慮に努める。</p> <p>2 居住区域の拡大、広域的な交流など定住促進を図るため新村において住宅整備計画を策定する。</p> <p>3 家賃使用料については、合併協定項目16「使用料、手数料等の取扱い」において協議する。</p>
水道事業の取扱い	確認内容	<p>水道事業については、次のとおり調整するものとする。</p> <p>1 水道事業については、現行のとおりとする。ただし、使用料については、平成20年度までは現行のとおりとし、平成21年度から統一する。</p> <p>2 給水分担金については、平成20年度までは現行のとおりとし、新村において、施設の整備状況を踏まえ調整する。</p> <p>3 安定供給を図るため、簡易水道整備計画を新村において、策定する。</p>

合併協定項目名	内 容	
水道事業の取扱い	内容の説明等	<p>1 使用料については、合併時に使用料の統一を図るのは困難であることから、平成20年度までは現行のとおりとし、平成21年度から次のとおり統一する。</p> <p>(1) 基本料金 口径13mm = 1,500円、口径20mm = 4,000円、口径25mm = 6,000円</p> <p>(2) 従量料金 11m³から60m³まで50円(口径を問わない)、60m³を超えるもの口径13mm = 100円・口径20mm及び25mm = 50円</p> <p>2 水道整備に伴う給水分担金(受給者)については、施設の整備状況により負担水準に格差があるため平成21年度に調整する。</p> <p>3 新村において、簡易水道整備計画を策定し、施設の老朽化、未給水地区の解消を図る。</p> <p>4 黒滝村が設置している簡易水道委員会及び水道事業運営審議会については、合併時に廃止する。</p>
下水道事業の取扱い	確認内容	<p>下水道事業については、次のとおり調整するものとする。</p> <p>1 下水道事業については、現行のとおりとする。ただし、下水道基本計画及び下水道事業計画については、新村において新たに策定する。</p> <p>2 合併処理浄化槽の使用料については、合併年度は現行のとおりとし、平成18年度から統一する。また、改造助成については、天川村の制度による。</p> <p>3 下水道使用料については、天川村の例による。</p> <p>4 合併処理浄化槽に関する事業については、新村において生活排水処理基本計画を策定し平成18年度から合併浄化槽市町村整備推進事業を実施することを基本とする。</p>
	内容の説明等	<p>1 下水道事業については、天川村(洞川地区)が平成15年度に完了し、平成16年度から供給開始していることから、この事業については下水道本管への加入促進と、施設の維持管理に努める。改造補助(助成金)制度は、供給開始から3年以内のトイレ等の改造に限られているため、この制度は18年度で廃止となる。</p> <p>2 合併処理浄化槽の使用料については、平成18年度からは次のとおり統一する。 [5人~10人槽]世帯割(月額)2,000円、人数割(1人)200円を加算し、11人槽以上の料金については実質経費の80%とする。</p> <p>3 合併処理浄化槽の改造助成は、天川村が一括助成(12万円)しており、黒滝村は改造費借入金の利子の2分の1の助成となっているので、平成18年度からは、天川村の制度を適用する。</p> <p>4 合併処理浄化槽に関する事業については、合併浄化槽市町村整備事業により毎年、計画的に整備促進を図っている。新村においても、計画的に設置し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。</p> <p>5 天川村が設置している公共下水道推進協議会については、合併時に廃止する。</p>
学校教育関係の取扱い	確認内容	<p>学校教育関係の取扱いについては、次のとおり調整するものとする。</p> <p>1 小・中学校及び幼稚園については、当分の間は現行のとおりとする。ただし、将来においては、一村に一校、一園を目標とする。</p> <p>2 幼稚園の入園料及び保育料については、合併する年度は現行のとおりとし、平成18年度から統一する。</p> <p>3 スクールバスの運行については、現行のとおりとする。</p> <p>4 奨学金支給事業については、合併時に廃止する。ただし、合併までに貸与の認定を受けた者については、現行のとおり新村に引き継ぐ。</p> <p>5 黒滝村が実施している修学奨励金事業は合併時に廃止する。</p> <p>6 学校給食については、現行のとおり実施する。ただし、給食費については、平成18年度から統一し、学校給食助成については合併時に廃止する。</p> <p>7 就学指導委員会については、新村において新たに設置する。</p>

合併協定項目名	内 容	
学校教育関係の取扱い	内容の説明等	<p>1 小・中学校及び幼稚園については、子どもの減少や施設の維持管理費の増大等を考慮すると、将来的に小・中学校は一校、幼稚園は一園が望ましいので十分な論議を経るべきである。</p> <p>2 幼稚園の入園料については3,000円とし、保育料については月額2,000円に統一する。</p> <p>3 奨学金支給事業については、日本育英会、奈良県高等学校奨学金事業で対応する。就学費の援助については現行のとおりとする。</p> <p>4 黒滝村が実施している修学奨励金事業、その他両村が単独で実施している個人への補助等については、合併時に廃止する。</p> <p>5 給食費については、小学校月額3,500円、中学校月額4,000円、幼稚園月額3,000円、教職員（幼小中）月額4,000円とする。</p> <p>6 就学指導委員会の委員の報酬については、合併協定項目12「特別職等の職員の身分の取扱い」において協議する。</p>
文化振興関係の取扱い	確認内容	<p>文化振興関係の取扱いについては、次のとおり調整するものとする。</p> <p>1 文化芸術振興施策については、現行のとおりとする。</p> <p>2 文化財保護委員会については、新村において新たに設置する。</p> <p>3 文化財及び天然記念物については、当該指定を現行のとおりとする。ただし、文化財保存管理計画については、新村において新たに策定する。</p> <p>4 世界遺産関係事業は、新村において調整する。</p>
	内容の説明等	<p>1 文化芸術振興施策については、両村が保有する施設を有効に活用するため、施設の規模等に応じて計画的な配分を行う。このことにより住民が参加できる機会が増加し、文化及び芸術の創造並びに振興を図ることができる。</p> <p>2 文化財保護委員会については、新村における適正な委員定数を条例で定める。</p> <p>3 文化財保存管理計画については、天川村で整備されているので、新村において新たに策定する。</p> <p>4 世界遺産登録については、保護に努めるとともに積極的な活用を図る。</p> <p>5 文化財保護委員会の委員報酬については、合併協定項目12「特別職等の職員の身分の取扱い」において協議する。</p> <p>6 文化芸術関係団体に関する補助金については、合併協定項目18「補助金、交付金等の取扱い」において協議する。</p>
社会教育関係の取扱い	確認内容	<p>社会教育関係については、次のとおり調整するものとする。</p> <p>1 生涯学習計画については、天川村の例を基本とし新村において速やかに策定する。</p> <p>2 生涯学習事業については、合併年度は現行のとおりとし、住民のニーズに応じた事業を新村において効率的に実施する。</p> <p>3 成人式については、新村において統一して実施する。</p> <p>4 社会教育関連施設については、新村に引き継ぐ。ただし、組織及び機能については、合併時に調整する。</p>

合併協定項目名	内 容	
社会教育関係の取扱い	内容の説明等	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習計画については、学校、家庭、地域社会、社会教育関係団体等との幅広い連携を図り、統一した社会教育方針及び指針となるよう天川村の例を基本に新村において速やかに策定する。 2 公民館事業及び社会体育事業をはじめとする生涯学習事業については、合併することにより規模の拡大が図られるとともに、これまでの両村の枠組みを超えた活動や事業の展開が可能となる。資源や施設が共有できるとともに、地域の特性を活かした事業や人的な交流が図られることによる効果は大きい。また、両村におけるこれまでの取り組みを考慮し、住民の多様な学習・スポーツ活動を総合的に推進するとともに、平成18年度から新村の財政状況を勘案し事業及び予算等の調整を行い効率的及び合理的に実施する。 3 社会教育関連施設については、両村の枠を超えた利用を促進する一方で、効率的な管理形態を検討する。 4 社会教育委員及び体育指導委員の報酬については、合併協定項目12「特別職等の職員の身分の取扱い」において協議する。 5 社会教育団体等の取扱いについては、合併協定項目17「公共的団体等の取扱い」において協議する。 6 社会教育関係団体に関する補助金については、合併協定項目18「補助金、交付金等の取扱い」において協議する。 7 社会教育関連施設の使用料については、合併協定項目16「使用料、手数料等の取扱い」において協議する。
社会福祉協議会の取扱い	確認内容	<p>社会福祉協議会については、次のとおり調整するものとする。 社会福祉協議会については、新村において新たに組織する。</p>
	内容の説明等	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉協議会については、社会福祉法人として独立した活動を行っているが、福祉事業等の業務上必要な情報を行政と共有していることから、新村においても連携を図り福祉の向上に努めることを前提とするが、財政事情なども踏まえ自主独立採算を目指した調整に努める。 2 社会福祉協議会の補助金については、合併協定項目18「補助金、交付金等の取扱い」において協議する。
特別職等の職員の身分の取扱い	確認内容	<p>特別職等の職員の身分については、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常勤及び非常勤の特別職の職員の給与並びに報酬の額については、両村の現行支給額をもとに合併までに調整する。 2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の定数及び任期については、法令の定めるところによる。 3 審議会、委員会等の附属機関等については、現に両村で設置されており、引き続き設置する必要があるものは、新村において設置する。 4 特別職報酬等審議会については、新村において新たに設置する。
	内容の説明等	<ol style="list-style-type: none"> 1 新村の長の職務執行者については、地方自治法施行令第1条の2の規定により合併までに両村の長の協議により選任する。 2 常勤の特別職の職員の給与及び新村の議会の議員の報酬の額については、現行支給額をもとに暫定額を合併までに調整する。新村の長の選挙後において速やかに特別職報酬等審議会を設置し、必要に応じて改正を行うこととする。 3 議員の定数については、合併協定項目6「議員定数及び任期の取扱い」において協議する。

合併協定項目名	内 容	
使用料、手数料等の取扱い	確認内容	<p>使用料、手数料等（他の合併協定項目で確認するものを除く）については、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一する。 2 手数料については、受益に対する適正な負担額を決定し、合併時に統一する。
	内容の説明等	<p>使用料、手数料等（他の合併協定項目で確認するものを除く）については、新村における住民の一体性の確保を図るとともに、地域の特性及び住民負担に配慮し、受益者負担の原則を基本に負担の公平性の確保に努める。</p>
公共的団体等の取扱い	確認内容	<p>公共的団体等（他の合併協定項目で確認するものを除く）については、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共通の目的を持った同一あるいは同種の団体については、平成18年度より統合するよう調整に努める。 2 統合が困難な団体、統合に時間を要する団体については、平成18年度より統合するよう調整に努める。 3 独自の目的を持った団体については、現行のとおりとする。
	内容の説明等	<p>公共的団体等については、新村の一体性を確保するため、個々の事情を尊重しながら、統合整備に努める。</p>
補助金、交付金等の取扱い	確認内容	<p>補助金、交付金等（他の合併協定項目で確認するものを除く）については、原則として両村の制度を合併する年度の末日をもって廃止し、従来からの経緯、実情等を考慮したうえで、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直しを行い、制度化を図ることとし、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 2 両村における独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。 3 整理統合が可能な補助金等については、新村において調整する。
	内容の説明等	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の廃止、縮小、統合については、積極的に推し進めるものとするが、関係団体等の理解と協力のもと従来の実績等を勘案しながら調整を図り、当該団体または事業者の自主的努力を損なわないように努める。 2 公共的団体等の活動、運営に対する補助金については、新村の一体性の確保に努めることを前提に整理統合を図る。 3 個々の補助金、交付金等の金額及び割合については、新村の財政状況を十分に考慮し予算の範囲内で決定する。 <p>【留意事項】 補助金等の交付にあたっては、必要な要綱等を定め予算の定めるところにより、新村の財政を圧迫することのないように努める。</p>
電算システム事業の取扱い	確認内容	<p>電算システム事業について、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電算システム事業については、合併時に天川村のシステムに統一する。 2 住民サービスの低下を招かないように調整し、ネットワークシステムにおいて運用する。 3 単独処理業務システムについては、運用状況等を考慮し調整する。
	内容の説明等	<p>両村の電算システムは黒滝村がNEC、天川村が富士通と、メーカー（システム）の違いがある。新村施行時には、行政サービスの統一とともに業務に係る電算システムの統一を行わなければならない。新村の電算システムを新たに構築するには多額の費用を要するとともにかなりの期間が（1年半から2年）必要であることから、現有（既存）システムに統一を図ることが効率的である。</p> <p>両村のシステムを比較検討した結果、システムサポートが継続的に行われる点、現在の資産が活かせる点、コスト面が抑えられる点など現有システムの有効利用・ランニングコストの観点から、新村における電算システムは天川村のシステムに統一することとする。</p> <p>なお、合併時にシステムの統一が困難なものについては、新村において引き続き調整する必要がある。</p>

奈良地方法務局からのお知らせ

登記・人権・戸籍・国籍・供託についての相談所を開設いたします。秘密は厳守いたしますので、お気軽にお越しください。

日 時 平成17年2月4日(金) 午前10時～午後4時まで

場 所 天川村役場 農林研修室(山村開発センター2F)

相談担当者 奈良地方法務局職員

相談内容

登 記 登記申請手続きに関する事項

登記申請の前提となる登記実体法に関する事項

その他登記に関する事項

人 権 人権に関するさまざまな事項

戸 籍 戸籍の各種届出に関する事項

外国人との婚姻に関する事項

親子関係に関する事項

国 籍 帰化・国籍取得に関する事項

海外生活における国籍に関しての留意すべき事項

供 託 家賃などの弁済のために行う供託に関する事項

給与の差押えなど強制執行のために行う供託に関する事項

お問い合わせ 奈良地方法務局 ☎0742(23)5534

南和広域衛生組合物品購入等についてのお知らせ

南和広域衛生組合(構成町村 大淀町・高取町・黒滝村・天川村、二町二村により一般廃棄物(ごみ)を共同処理するために平成4年4月1日に設立された一部事務組合)が行う物品購入等に係る指名競争入札参加資格審査の申請について

平成17年4月1日から平成19年3月31日までに南和広域衛生組合が発注する物品の購入又は、製造の請負その他の契約(建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。)に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格審査を行いますので審査を希望される方は、次の手続きに従い書類作成の上、期限内に提出してください。

受付期限

平成17年2月1日から平成17年2月28日まで(平日のみ。)

受付時間

午前9時から午前12時までと、午後1時から午後5時まで

提出先

南和広域衛生組合・高取町役場(住民課)

黒滝村役場(住民福祉課)・天川村役場(建設環境衛生課)

以上、最寄りの窓口で受け付けます。又、申請用紙についても窓口で配布します。

今年も

参加者募集

冬の観音峰を登ろう！

エコだより



今年も冬の観音峰登山を開催します。今年こそ観音峰の美しい樹氷を見られることを祈って、冬の運動不足解消にも、ご参加お待ちしております！



昨年の観音峰登山

- 日時：2月5日(土)
- 集合場所：観音峰登山口
- 集合時間：午前9時40分
- 持ち物：弁当・水筒・防寒着
手袋・帽子・登山靴
あればストック、
アイゼン等

お申し込み、お問い合わせは天川村総合案内所（63-0999）まで



自然に親しむ利用ルールを、もっともきちんとつくらなければならぬのは、世界遺産地域や自然公園だと言われています。ここで言う「利用」とはおもに「自然を楽しむ」行為のことで、持続的に利用するためにも、資源（自然）を守っていかねばならないことは、誰もが理解するところでしょう。

自然公園法などの法律により、「特別保護地区」等地種区分が設けられています。但实际上に観光の中心地として利用されるのは保護区のような特殊な自然性を持つ中核部や脆弱な高山帯で、自由登山や集団登山による踏み荒らし、ゴミ、トイレへの対策は、基本的には観光者のマナー頼みです。今後を考えると、地域独自のルールづくりが必要になってくるのではないのでしょうか。

尾瀬の湿原では、踏み荒らしにより裸地化した場所に、別の場所の湿原を切り取って移植したそうですが、施工後30年以上たった今でも、移植の跡はまだそのまま見えているそうです。旅行社のツアーなどで連れてこられる人々が与える影響について、みなさんはどのように考えられるのでしょうか。

自然を守ることと地域経済との両立という課題を、まず地域社会で話し合うことが、ルールづくりにも、今後のためにも大切だと思います。



「自然を守りながら利用する」
両立のための「ルールづくり」を考える



自然博物館としてできることをしたいと、手探りで始めた自然観察会も、皆様のご協力で三年目を無事終えることができました。講師の先生方にも恵まれ、天川村という素晴らしい素材のなかで今までやってこられたことに感謝しています。反面、この恵まれた環境でなければどうなっていたのだろうかと思うことがあります。参加者の方に本当に満足してもらえていたのか、「採取」の問題や「地域の生活習慣や権利」なども、もっと考えていくべきだと感じました。自然観察会でも、できれば地域の人々とも話し合っ
て、みんなが合意できるルールをつくりたいと思います。どうか皆様の率直な意見をお聞かせください。天川村総合案内所、洞川エコミュージアムセンターでお待ちしております。

ルールの話で、世界遺産「紀伊山地の参詣道ルール」というのがあることを教えてもらいました。参考までに下記にご紹介させていただきます。

紀伊山地の参詣道ルール

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、万物、生命の根源である自然や宇宙に対する畏敬を、山や森に宿る神仏への祈りという形で受け継いできた、日本の精神文化を象徴する文化遺産です。

私たちは、このかけがえのない資産がもたらす恵みを、世界の人々がいつまでも分かちあえるよう、参詣道を歩くにあたって次のことを約束します。

1. 「人類の遺産」をみんなで守ります

紀伊山地の自然や文化にふれ、学び、私たち共有の資産の素晴らしさを、みんなの力で未永く後世へ伝えましょう。

2. いにしえからの祈りの心をたどります

この道には、祈りを捧げてきた多くの足跡が刻まれています。今なお続く人々の心に思いを馳せながら歩きましょう。

3. 笑顔であいさつ、心のふれあいを深めます

出会った人と声をかけあい、また地域の人々とも交流を図りましょう。

4. 動植物をとらず、持ち込まず、大切にします

貴重な動植物が生息する紀伊山地では、存在するもの全てが大切な資産です。自然を愛し、守る心を持ち続けましょう。

5. 計画と装備を万全に、ゆとりをもって歩きます

道中は何が起こるかわかりません。中には険しい道もあるので、天候・体調・装備などを十分考えて、無理をせず歩きましょう。

6. 道からはずれないようにします

道をはずれれることは危険であり、植生などを傷めることにもなります。むやみに周囲に踏み込まないようにしましょう。

7. 火の用心をこころがけます

タバコのポイ捨てなど、ちょっとした不注意から火災は起こります。火気の取り扱いは十分注意しましょう。

8. ゴミを持ち帰り、きれいな道にします

地域の人たちが古くから守り続けてきた道です。ゴミを持ち帰り、来たときよりも美しい道にしましょう。

平成17年度 村税等納期・納期限

納付月	税 目		村県民税	固 定 資 産 税	軽自動車税	国民健康 保 險 税	介護保険料 (普通徴収)
	納期限						
4月	5月2日(月)			1 期 全 期	全 期	1 期	
5月	5月31日(火)					2 期	
6月	6月30日(木)		1 期 全 期			3 期	
7月	8月1日(月)			2 期		4 期	1 期
8月	8月31日(水)		2 期			5 期	2 期
9月	9月30日(金)					6 期	3 期
10月	10月31日(月)		3 期			7 期	4 期
11月	11月30日(水)					8 期	5 期
12月	12月26日(月)			3 期		9 期	6 期
1月	1月31日(火)		4 期			10 期	
2月	2月28日(火)			4 期			

納税には便利な口座振替(自動振込)をご利用ください。

申込みは下記金融機関へ

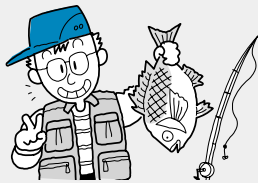
奈良県農協・郵便局・南都銀行・奈良銀行

自主納税にご協力ください

天川村役場企画財政課

耳に関する「講演会」と「無料相談」の実施について

- 1、日 時 平成17年3月3日（木） 午後2時30分～午後4時30分まで
- 2、場 所 奈良県社会福祉総合センター 5階 研修室B
橿原市大久保町320-11
近鉄・畝傍御陵前駅 東側出口より徒歩数分
- 3、講 演 「耳の病気と治療 - どうしたら聞こえる? - 」
- 4、無料相談 耳の病気に関する相談
- 5、担当医師 耳鼻咽喉科専門医
- 6、問合せ先 奈良県医師会耳鼻咽喉科部会 ☎(0742)22-8502



ふれあい釣大会開催!

今年も天川村漁業協同組合から、みたらい管理釣場を無料開放していただける事となり、下記のとおり釣り大会を開催します。

昨年は20名以上の方々に参加していただいたこの大会、今年もほぼ昨年並のマスを手放しているため、釣果も抜群のようです。皆さんお誘い合せの上ご参加下さい。

- 1 日 時 平成17年2月26日（土曜日）午後1時から3時まで 12時30分受付開始
- 2 場 所 みたらい管理釣場
- 3 対象者 村内の幼・小・中学生（必ず保護者同伴をお願いします）
- 4 集合場所 みたらい休憩所
- 5 対象魚 マス（引きは最高、釣果抜群、大きさ20cm～80cm!）
- 6 参加費 無料

お願い

- 釣道具（エサを含む）は、各自持参して下さい。また釣った魚は必ず持ち帰って下さい。
- 天候の具合により大会を中止する場合は、無線放送にて周知いたします。
- 送迎バス等は用意しておりませんので各自ご来場下さい。
- 使えなくなった仕掛け等は、釣りのマナ - 上各自持ち帰って処分して下さい。
- 釣り場は足下が悪く水温も極低温のため危険です。必ず保護者同伴で行動して下さい。また本大会中に発生しました事故については責任を負いかねますのでご了承下さい。

主催/天川村子ども会連絡協議会

共催/天川村漁業協同組合・天川村教育委員会

善意銀行

金100,000円
栃尾 大前 幸子様
（亡父 豊様の供養として）
ありがとうございました

訂正とお詫び

12月号の広報の善意銀行の中で故富本イワエ様となっておりますが故富本ユワエ様の間違いでした。訂正をしてお詫び申し上げます。
又、塩野地域ボランティア基金様となっておりますが塩野ボランティアあじさい様の間違いでした。訂正してお詫び申し上げます。



写真館



洞川より沈むオリオン座を撮影 撮影者：増谷幸成 様



沢原・五色・北小原地区の「どんど」の模様

どんど・・・年中無病息災をお祈りするといふ新春のめでたい行事。
 1月15日におもに門松・竹・しめなわなどを燃やす。天川村では1月14日の夜におこなわれているのが多い。
 又、昔からどんどの火を家に持ち帰り「あじきおかいさん」を炊いた。

天川村民憲章

(平成10年1月1日制定)

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

誰もが満天に輝く星のように

一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。

ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

誰もが天と地の恵みで育つように

郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。

共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。

誰もが清らかで力強さのある流れのように

スポーツに汗を流し、働く厳しきの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。
 自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。



の国



の国



の国



村の花
オオヤマレンゲ



村の木
杉



村の鳥
コマドリ

広報 てんかわ

平成17年1月31日発行 通巻336号

天川の村

人口 2,103人 (-13) 男989人(-6) 女1,114人(-7)
 世帯数 829戸(-4)

2004年12月31日現在 ()内は前月との比較

発行/天川村役場 〒638-0392 奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地
 TEL: 0747-63-0321 FAX: 0747-63-0329 企画・編集/広報係(内線220)
 URL: http://www.vill.tenkawanara.jp/ E-mail: tenkawa@vill.tenkawanara.jp